

生活困窮者自立支援法・生活保護法改正に向けて

生活困窮者自立支援法・生活保護法については、平成30年度の法改正に向けて、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会が平成29年12月15日に報告書を取りまとめました。平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法は、施行後の2年間で新規相談者は約45万人、自立支援計画の作成により継続的に支援した人は約12万人となっていますが、支援の状況は自治体（福祉事務所設置自治体）ごとに大きく差があります。報告書では、まもなく施行から3年となる生活困窮者自立支援法を中心に、見直しの内容をまとめています。その項目をみながら、今後の支援事業のあり方を考えます。

生活困窮者自立支援法の見直し内容

生活保護受給者・生活困窮者の増大に対応するため、平成25年12月に行われたのが生活困窮者自立支援法の創設と生活保護法の一部改正である。平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法は、平成30年が施行3年後の見直しの年となっている。また、生活保護制度については、平成29年度的生活保護基準の検証にあわせ、自立支援の推進等の観点

から制度全般について関係審議会等で検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る平成30年通常国会への法案提出を含む）旨が、経済・財政再生計画「改革工程表」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）に記載されている。これを受け、社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」（以下、自立支援部会）と「生活保護基準部会」において、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、生活保護基準に係る検討・検証が行われてきた。自立支援部会では、平成29年12月15日に生活困窮者自立支援法の見直し内容を中心に報告書を取りまとめられている（なお、生活保護の支給基準等については、生活保護基準部会が同年12月14日に取りまとめている）。

報告書を見ると、制度見直しに向けた基本的な考え方として、「地域共生社会の実現」「早期の予防的な支援」「負担の連鎖を防ぐ」「高齢の生活困窮者に着目した支援」「切れ目のない、体系的な支援の5つの柱を掲げている。これらを実現するための具体的な対応として、①地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現、②「早期」「予防」の視

自立相談支援事業の利用奨励を努力義務に

①地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現では、まず、生活困窮者に対し、関係行政窓口等（税・国保、介護保険、公営住宅、水道、学校、生活保護、福祉関係の相談機関）地域における「丸ごと」相談等の活動等）で自立相談支援機関の利用促進を行うことを求めている。これは、支援を必要とする人のなかには、地域や社会から孤立して自分から情報にアクセスすることが難しい人、ひきこもりの状態にあったり、過去の経験から行政機関へ相談するに抵抗のある人もいることも踏まえたうえで、必要とする人に支援を行うためである。

また、自立相談支援事業は、相談時に関係機関との情報共有について本人の同意を取りつつ進めるのが一般的であるが、本人の同意

がない場合でも情報共有が必要となるケースが存在することから、早期・適切な対応を可能にするための情報共有の仕組みを設けるべき、と指摘している。あわせて、適切な運用が行われるようガイドラインを設けることも求められている。

生活困窮者自立支援制度のうち、福祉事務所設置自治体が行わなければならない必須事業は、自立相談支援事業と住居確保給付金のみであり、そのほかの就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業は任意事業となっており。しかし、就労準備支援事業と家計相談支援事業は、相談の「出口」のツールとして必要なものであることから、「必須事業」とすることも目指すべき」としている。

なお、社会福祉法人については、平成28年の改正社会福祉法で創設された「地域における公益的な取り組み」の実施に関する責務規定により、生活困窮者自立支援の分野においては相談支援、現物給付による支援、住まい確保のための支援、認定就労訓練事業等が行われているところである。報告書では、他の福祉制度における事業を同一法人で行っている場合の人員配置基準や、既存の福祉施設等の施設・設備の活用について柔軟な運用がなされるように改善を求める意見があった」と述べており、今後の環境整備が期待される。

就労準備支援事業の年齢要件を撤廃

②「早期」「予防」の視点に立った自立支援

の強化では、就労準備支援事業について、年齢要件（65歳未満）を「撤廃すべき」としている。これは、高齢者でも就労を求めたいニーズが高いこと、65歳以降に雇用された人でも雇用保険の適用対象とされた人によるもの。また、資産要件を必要以上に限定しないように見直すこと、1年間という利用期間の制限については期間を過ぎた後も改めてアセスメントを行うことで再度プランに位置づけられることは可能であることも含め、取扱いを明確にすべきとしている。

③居住支援の強化では、平成29年10月から施行されている「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）の改正で、「安価な家賃の住宅の確保、入居支援の強化、家賃債務保証の円滑化について制度的に対応されており、この住宅セーフティネット制度と実効的に連携している。なお、この制度を担う「居住支援協議会」は、すべての都道府県と一部の区町村に設置されており、居住支援法人として指定された社会福祉法人、NPO法人等には1000万円を上限に補助（補助率10/10）が行われている。*。独居が困難な生活困窮者には、一定の日常生活における支援を行いがら地域での生活を可能としている無料低額宿泊所等が存在し

図1 生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書のポイント

<p>1. 地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者に優先行政窓口等で自立相談支援機能の利用促進を行う等、関係機関の連携を促進。 ○生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための関係機関間の情報共有の仕組みを設ける。 ○生活困窮者の定義や目指すべき理念に関する観点について、法令において明確化。 ○就労準備支援事業、家計相談支援事業は、取り組みやすぐなる事業実施上の工夫、都道府県による実施上の体制の支援、自立相談支援事業と一体的な支援の整備が重要。法律上の必須事業とするにも目指しつつ、全国の福祉事務所設置自治体で実施されるようにする。 ○従事者の研修、事業実施体制の支援、地域を越えたネットワークづくりについて、都道府県事業として明確に位置づけ。 ○希望する町村は一次元的な自立相談支援機能を担い、都道府県と連携して対応できるようにする。
<p>2. 「早期」「予防」の視点に立った自立支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労準備支援事業について、年齢要件を撤廃。資産収入要件を必要以上に限定しないよう見直す。 ○データに基づき、生活保護受給者の生活質の向上・重症化予防を更に推進する「健康増進支援事業」を創設する。国は、生活質向上の状況等を分析して情報提供を行うなど、地方自治体の取組を支援する。
<p>3. 居住支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会的に孤立している生活困窮者に対し、必要な見守りや生活支援、緊急連絡先の確保などを行い、地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うことにも資する取組を新たに制度的に位置づけ。 ○無料低額宿泊事業について、最低基準の法定化、事前届出制等により法令上の規制を強化。 ○単身での生活が困難な生活保護受給者について、賃が担保された無料低額宿泊所等で、日常生活上の支援を受けられるような仕組みを検討。
<p>4. 負担の連鎖を防ぐための支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの学習支援事業について学習支援のほか、生活費・環境の向上等の取組も事業内容として明確化。 ○生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、生活保護世帯の事情が開放になることがないよう、制度を見直す。
<p>5. 制度の信頼性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後援事業については、更なる使用促進のため、その使用を原則とする。以例等が後援効果品の使用を可能と認めていることや、薬局等における在庫の問題がないことなど、必要な条件を満たした上で実施するよう留意。 ○有料老人ホーム等について、介護保険と同様、居住地特例の対象とする。 ○資力がある時に受けた保護費の返還について、保護費との調整を行うこと等を可能とする。

ている一方で、著しく狭間で設備が十分でない劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費から徴収する、いわゆる「負担ビジネス」と考えられる施設も存在すると指摘が、現在、指針により1人当たりの面積や構造設備、運

*…詳細は以下（国土交通省ホームページ）へ
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

続きは、

月刊誌 

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・6,480円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949